

意思表示の瑕疵（総論）

©甲斐行政書士事務所

1 はじめに

意思表示とは、表意者が**動機**に導かれて、法が規定する権利変動たる一定の法律効果の発生を欲する意思（**効果意思**）を外部に表示（**表示行為**）する行為をいう。

そして、**法律行為は、その意思表示を不可欠の要素とする法律要件**といわれている。

意思表示の伝統的生成過程

表示行為：この本をください。

効果意思：この本の所有権を取得したい。

そのために代金支払義務を負担しようとする法律効果の発生を求める意思

表示意識：この効果意思が表示行為によって売主に伝えられる際、買主はその意思を伝えようとして意識的に行動しているのが通常である。意思を伝えようとするこの意識を表示意識という。

動機：買主はこの効果意思を有するに至った過程で、「この筆者が書いたこの本を、あの友人の誕生日プレゼントで贈りたい。」など考えたはずである。これらすべてが動機である。

意思表示が問題なく行われた場合には、法的問題は生じないが、実は友人の誕生日が既に過ぎていた場合や、別の筆者が書いた本であった場合などがあるかもしれない。あるいはその誤解は売主に騙された結果であった場合もある。

このように意思表示の生成過程で思わぬ事態が起こることを意思表示の瑕疵とよび、意思表示の瑕疵が生じた場合に、正常な意思表示の場合と同じように扱うことが良いか否かが議論の中心である。

意思表示の瑕疵（総論）

©甲斐行政書士事務所

2 心裡留保（民法93条）：効果意思なし/表示行為あり

第93条 意思表示は、表意者がその真意ではないことを知っていたときであっても、そのためにその効力を妨げられない。ただし、相手方がその意思表示が表意者の真意ではないことを知り、又は知ることができたときは、その意思表示は、無効とする。

2 前項ただし書の規定による意思表示の無効は、善意の第三者に対抗することができない。

効果意思が無い場合、表意者の自己決定を重視し、意思表示は無効であるとするのが民法の原則的立場である。

しかし、心裡留保による意思表示は、相手方の信頼保護+表意者の帰責性を理由として、効果意思が無いことを理由として無効にならないのが原則（表示主義）である。

そして、同条但書により、相手方が、表意者の真意でないことを知っていたときは、保護すべき信頼がないため、例外として無効（意思主義）となる。

3 虚偽表示（民法94条）：効果意思なしの通謀あり/表示行為あり

第94条 相手方と通じてした虚偽の意思表示は、無効とする。

2 前項の規定による意思表示の無効は、善意の第三者に対抗することができない。

虚偽表示は、表示行為に対応する効果意思がなく、表意者がこれを認識している点で心裡留保（民法93条）と共通する。

しかし、表意者と相手方に通謀があるため、相手方が表意者の真意を認識している点で心裡留保と異なる。意思表示は外形上のものに過ぎず、その意思表示から法律効果の不発生に合意しているため、意思表示に効果を認める理由がない（意思主義）。但し、虚偽表示を信頼して利害関係に入った善意の第三者の取引安全を害することができないため、その無効は第三者に対抗できない（表示主義）。

4 錯誤（民法95条）：95条1項1号：効果意思なし/表示行為あり

意思表示の瑕疵（総論）

©甲斐行政書士事務所

95条1項2号：瑕疵ある効果意思あり/表示行為あり

第95条 意思表示は、次に掲げる錯誤に基づくものであって、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるときは、取り消すことができる。

- 一 意思表示に対応する意思を欠く錯誤
 - 二 表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤
- 2 前項第2号の規定による意思表示の取消しは、その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていたときに限り、することができる。
- 3 錯誤が表意者の重大な過失によるものであった場合には、次に掲げる場合を除き、第1項の規定による意思表示の取消しをすることができない。
- 一 相手方が表意者に錯誤があることを知り、又は重大な過失によって知らなかったとき。
 - 二 相手方が表意者と同一の錯誤に陥っていたとき。
- 4 第1項の規定による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。

錯誤（民法95条）は、効果意思と表示行為が食い違う点で、心裡留保や虚偽表示と共通する。

しかし、心裡留保は表意者がその食い違いを認識しており、虚偽表示は食い違いを表意者と相手方が認識しているが、錯誤は食い違いを誰も認識していない点で異なる。

錯誤に基づく意思表示を取り消すことができるとする一方で、表意者を保護する一方、意思表示が有効であると信頼した相手方の取引安全を保護するために、錯誤取消の主張が認められるための要件を限定し、両者の調和を図った。

意思表示の瑕疵（総論）

©甲斐行政書士事務所

5 詐欺又は強迫（民法96条）瑕疵ある効果意思あり/表示行為あり

第96条 詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる。

2 相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては、相手方がその事実を知り、又は知ることができたときに限り、その意思表示を取り消すことができる。

3 前二項の規定による詐欺による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。

効果意思が詐欺又は強迫により形成され、それが表示されているので、効果意思と表示行為は一致している。

しかし、効果意思を形成するに際して表意者に詐欺者・強迫者からの外部的作用が加えられているため、自由な意思決定が害されている点に特徴がある。